

## 秦野市伊勢原市環境衛生組合人事行政の運営等の状況（令和4年12月公表）

### 1 職員の任免及び職員数等に関する状況（3ページ～）

- (1) 職員の総数
- (2) 職種別職員数の状況
- (3) 年齢別職員数の状況
- (4) 採用者の状況
- (5) 退職者の状況
- (6) 再任用の状況
- (7) 構成市からの派遣の状況

### 2 職員の給与の状況（5ページ～）

- (1) 人件費の状況
- (2) 職員給与費の状況
- (3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況
- (4) 職員の初任給の状況
- (5) 級別職員数の状況
- (6) 昇給への勤務成績の反映状況
- (7) 職員手当の状況
- (8) 特別職の給料及び議員報酬の状況

### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況（10ページ～）

- (1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要
- (2) 職員の年次休暇の概要と取得状況
- (3) 介護休暇の概要と取得状況
- (4) 療養休暇の概要と取得状況
- (5) 職員の育児休業の概要と取得状況
- (6) 安全衛生管理体制の整備状況

### 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況（12ページ）

- (1) 分限処分
- (2) 懲戒処分

### 5 職員のサービスの状況（13ページ）

- (1) サービスに関する基本原則の概要

### 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（13ページ）

- (1) 研修方針
- (2) 研修実施状況
- (3) 職員の人事評価制度の概要

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況（14ページ～）

- (1) 共済組合の短期給付及び長期給付の概要
- (2) 共済組合の福祉事業の概要
- (3) 公務災害補償の概要と実施状況
- (4) その他職員の福祉のための独自の制度概要

## 8 公平委員会の業務の状況（16ページ）

- (1) 苦情処理制度の概要
- (2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況
- (3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

## 秦野市伊勢原市環境衛生組合人事行政の運営等の状況について

本組合職員の給与や勤務時間等の状況について、皆様に広く知っていただくことを目的に、「秦野市伊勢原市環境衛生組合人事行政の運営状況等の公表に関する条例」に基づき公表しています。

### 1 職員の任免及び職員数等に関する状況

#### (1) 職員の総数（各年4月1日現在）

条例上の定数と現在の職員数 [単位：人]

区 分		令和4年	令和3年
職員定数		56	56
職員数	総数	30 (2)	33 (2)
	うち女性職員数	3 (0)	2 (0)

(注) 1 職員数には、秦野市及び伊勢原市派遣職員を含み、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除きます。

2 ( ) 内は、再任用常時勤務職員であり内数です。

#### (2) 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

[単位：人]

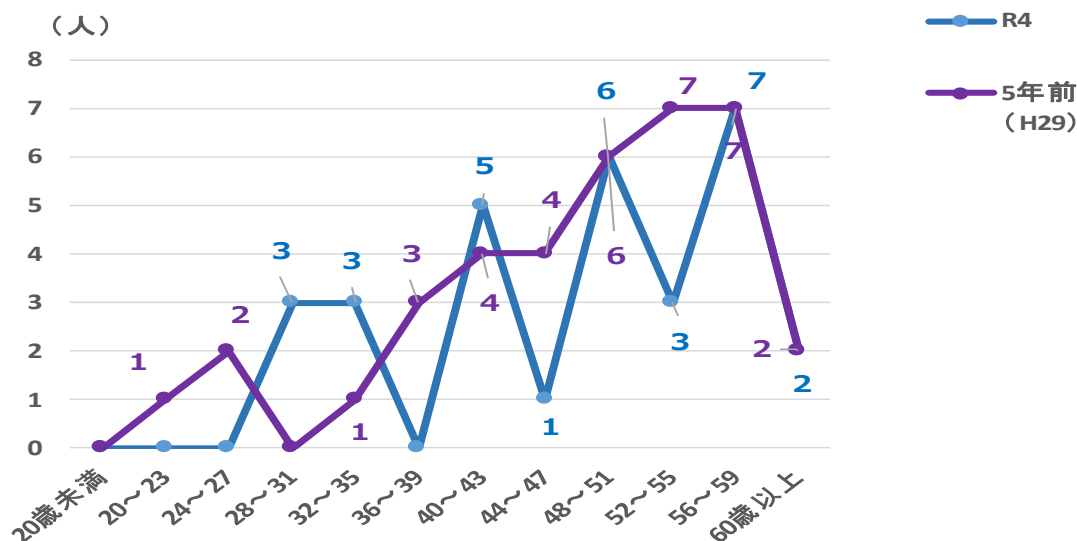
職 種	職 員 数		対前年増減数
	令和4年	令和3年	
一般行政職	21 (0)	21 (0)	0 (0)
技能労務職	9 (2)	12 (2)	△3 (0)
合 計	30 (2)	33 (2)	△3 (0)

(注) 1 職員数には、秦野市及び伊勢原市派遣職員を含み、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除きます。

2 ( ) 内は、再任用常時勤務職員であり内数です。

#### (3) 年齢別職員数の状況

ア 年齢別職員数（令和4年4月1日現在）



(注) 職員数には、秦野市及び伊勢原市派遣職員を含み、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除きます。

イ 全職員の平均年齢（各年4月1日現在）

区 分	令和4年	令和3年
平均年齢	48.0歳	48.6歳

(注) 平均年齢は、秦野市及び伊勢原市派遣職員を含み、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除きます。

(4) 採用者の状況

ア 職種別採用職員数

	令和3年度			令和2年度		
	男	女	計	男	女	計
一般行政職	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

イ 採用試験の実施状況（令和3年度）

区 分	受験者(人)	1次試験合格者(人)	最終合格者(人)	倍 率
一般行政職 (事務職等)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
技能労務職	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

(注) 1 各職種の下段は、女性数です（内数）

2 ( )内は前年度の状況です。

(5) 退職者の状況（令和3年度）

事由別退職者の数

職 種	定 年	準 定 年	自己都合等	計
一般行政職	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)
技能労務職	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)
計	1 (1)	1 (0)	1 (1)	3 (2)

(注) 1 ( )内は前年度の状況です。

(6) 再任用の状況（令和4年4月1日現在）

再任用とは、地方公務員法に基づき定年退職者を従前の勤務実績により任用する制度です。なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と短時間勤務職員があり採用者数の状況は次のとおりです。

職 種	常時勤務者数	短時間勤務者数
一般行政職	0 (0)	0 (1)
技能労務職	2 (2)	0 (0)
計	2 (2)	0 (1)

(注) 1 秦野市及び伊勢原市派遣職員を含みます。

2 ( ) 内は前年度の状況です。

3 職種は、再任用時の職種です。

(7) 構成市からの派遣の状況（令和4年4月1日現在）

構成市	派遣人数
秦野市	7人
伊勢原市	3人

(注) 1 職員数には、会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員を除きます。

2 職員の給与の状況(決算額・職員数は伊勢原市派遣職員分を除いた数になります。)

(1) 人件費の状況

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料、報酬等、職員が加入している地方公務員共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

区 分	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B) / (A)
令和3年度	千円 2,765,878	千円 78,828	千円 294,015	% 10.6
令和2年度	千円 2,845,166	千円 92,098	千円 294,838	% 10.4

(2) 職員給与費の状況

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人あたり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
令和3年度	人 30	千円 123,210	千円 34,571	千円 51,415	千円 209,196	千円 6,973
令和2年度	人 32	千円 127,168	千円 32,694	千円 55,948	千円 215,810	千円 6,744

(注) 1 職員数は、各年4月現在の支給人数です。なお、支給額及び支給対象職員数については、再任用短時間勤務職員を含めるものです。

2 職員手当には退職手当及び児童手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

ア 一般行政職

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
令和4年	本組合	46.9歳	352,199円	444,949円	432,641円
	国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
令和3年	本組合	48.6歳	347,400円	439,177円	430,546円
	国	43.0歳	325,827円	—	407,153円

イ 技能労務職

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
令和4年	本組合	53.4歳	327,811円	406,457円	373,018円
	国	51.1歳	286,570円	—	328,416円
令和3年	本組合	53.3歳	332,100円	401,362円	375,962円
	国	50.9歳	286,947円	—	328,603円

- (注) 1 「平均給料月額」は、職員に支給される基本給としての給料の合計額を職員数で除したものです。  
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支給される扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等すべての諸手当（地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの）の額の合計したものを職員数で除したものです。  
 3 「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外手当、特殊勤務手当等の実費・実績給が含まれていないことから、比較のため、国家公務員と同じベースで合計した額を職員数で除したものです。  
 4 本組合職員の平均給料月額及び平均年齢は伊勢原市派遣職員分を除いた数になります。

(4) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		本組合	国
一般行政職	大学卒	186,700円	総合職186,700円 一般職182,200円
	高校卒	160,100円	一般職150,600円
技能労務職 (18歳)	—	177,300円	—

(5) 級別職員数の状況

区 分	令和4年4月1日現在			令和3年4月1日現在		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
一 般 職	8 級	1	5.6	8 級	1	5.6
	7 級	0	0	7 級	0	0
	6 級	5	27.8	6 級	5	27.8
	5 級	2	11.1	5 級	2	11.1
	4 級	5	27.8	4 級	5	27.8
	3 級	3	16.6	3 級	2	11.1
	2 級	2	11.1	2 級	3	16.6
	1 級	0	0	1 級	0	0
	計	18	100.0	計	18	100.0
技能労務員	5 級	5	71.4	5 級	6	60.0
	4 級	2	28.6	4 級	4	40.0
	3 級	0	0.0	3 級	0	0.0
	2 級	0	0.0	2 級	0	0.0
	1 級	0	0.0	1 級	0	0.0
		計	7	100.0	計	10

(注) 1 伊勢原市派遣職員及び再任用職員は除きます。

(6) 昇給への勤務成績の反映状況

ア 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員を対象とした人事評価を行っています。

イ 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価の結果を昇給に活用しています。

(7) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当(令和3年度)

本組合	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,714 千円(554千円)	1人当たり平均支給額(令和3年度) 公表データなし
(令和3年度支給割合) 期 末 手 当      勤 勉 手 当 2.40月分      1.90月分 (1.35月分)      (0.90月分)	(令和3年度支給割合) 期 末 手 当      勤 勉 手 当 2.40月分      1.90月分 (1.35月分)      (0.90月分)
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算      5~20%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給額及び支給割合です。

2 本組合特定管理職員である6級から8級の職員についての支給割合は、期末手当が年2.00月分、勤勉手当が年2.30月分です。

### イ 退職手当（令和3年度）

本 組 合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%~20%			定年前早期退職特例措置 45%		
1 人当たり平均支給額 18,128 千円					

### ウ 地域手当（令和3年度）

支給実績（令和3年度決算）			8,095,493 円
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額（令和3年度決算）			269,850 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の支給率
秦野及び伊勢原両市内全域	6%	30 人	地域により 3~20%

※ 給料、扶養手当、管理職手当の合計額に支給率を掛けた金額を支給。なお、地域手当の支給額及び支給対象職員数については、再任用短時間勤務職員を含めるものです。

### エ 特殊勤務手当（令和3年度）

支給実績（令和3年度決算）			748,100 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和3年度決算）			57,546 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）			43.3%	
手当の種類（手当数）			3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度決算）	左記職員に対する支給単価
清掃処理施設修繕等作業手当	工場職員	ごみ焼却炉等の修繕等に従事	746,000 円	1 回 500 円
薬剤取扱手当	工場職員	硫酸、塩酸等の取扱作業に従事	2,100 円	1 回 300 円
高所作業手当	工場職員	高さ 10m以上の作業所で従事	—	1 回 300 円



オ 時間外勤務手当（令和3年度）

区 分	令和3年度	令和2年度
支給実績（各年度決算）	1,908,517 円	1,046,935 円
職員1人当たり支給年額（各年度決算）	119,282 円	49,854 円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり再任用職員を含みます。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たりの支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500 円	配偶者 6,500 円	4,718,831 円	224,706 円
	子1人 10,000 円	子1人 10,000 円		
	特定期間の加算 5,000 円	特定期間の加算 5,000 円		
	父母等 6,500 円	父母等 6,500 円		
住居手当	借家・借間 29,600 円を限度	借家・借間 28,000 円を限度	4,152,200 円	180,530 円
	持家 9,800 円	—		
通勤手当	交通機関等の利用者実費相当額（ただし6か月の定期代が原則）	交通機関等利用者6か月の定期代を割り返して月額55,000 円を限度	1,686,752 円	58,164 円
	交通用具利用者（通勤距離により24,400 円を限度に支給）	交通用具利用者（通勤距離により31,600 円を限度に支給）		
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務を命ぜられた職員（1時間当たりの給与額×135/100×正規の休日勤務時間数）	祝日法による休日等に勤務を命ぜられた職員（1時間当たりの給与額×135/100×正規の休日勤務時間数）	4,000,895 円	307,761 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務することを命じられた職員（1時間当たりの給与額×25/100×正規の夜間勤務時間数）	正規の勤務時間として深夜に勤務することを命じられた職員（1時間当たりの給与額×25/100×正規の夜間勤務時間数）	2,263,668 円	205,788 円
管理職手当	職に応じて 62,000 円～99,000 円	職に応じて 46,300 円～130,300 円	6,996,000 円	874,500 円

(8) 特別職の給料及び議員報酬の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 年 額 等
給料	組 合 長	268,800円
	副 組 合 長	253,200円
議員報酬	議 長	249,600円
	副 議 長	240,000円
	議 員	192,000円

(注) 1 平成23年4月から特別職の給料及び議員報酬は、月額から年額に変更し、  
期末手当は廃止されました。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要（令和4年4月1日現在）

職員の勤務時間は、原則として8時30分から17時15分までの1日7時間45分、  
週38時間45分です。1日のうち1時間の休憩時間があります。

8:30	12:00	13:00	17:15
3時間30分	1時間	4時間15分	
勤務時間	休憩時間	勤務時間	

\*上記は標準的な勤務を示したもので工場では一部特別な勤務形態となっています。

(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

令和3年度の平均取得日数	令和2年度の平均取得日数
14.8	15.8

(3) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度であり、1年度につき  
5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）取得することができます。  
介護休暇は、1日単位だけではなく、時間単位で取得することもできます。

区 分	取得者数	
	令和3年度	令和2年度
介護休暇	1 (1)	1 (0)

(注) ( ) 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(4) 療養休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、  
療養のため必要最小限の期間、勤務することが免除されます。

区 分	取得者数	
	令和3年度	令和2年度
療養休暇	1 (0)	2 (0)

(注) ( ) 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(5) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

区 分	取得者数	
	令和3年度	令和2年度
育児休業	0 (0)	0 (0)
部分休業	1 (1)	0 (0)

(注) ( ) 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(6) 安全衛生管理体制の整備状況（各年度4月1日現在）

事業場の規模及び業種によって安全衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

組織等	説 明	令和3年度		令和2年度	
		設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数
総括安全衛生管理者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者。	0	0	0	0
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者。	0	0	0	0
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者。	0	0	0	0
安全衛生推進者等	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者。	2	2	2	2
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師。	0	0	0	0
安全衛生委員会	労働者の危険を防止するための基本対策等で安全に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会。	2	2	2	2

#### 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分 (令和3年度)

職員がその職責を十分に果たすことができない一定の理由がある場合に、公務能率の維持・向上を目的に、職員の意に反して行う身分上の変動をもたらす処分

処分事由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
刑事事件に関し起訴された場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) ( ) 内は前年度の状況です。

##### (2) 懲戒処分 (令和3年度)

職員に一定の義務違反がある場合に、道義的責任を追及し、秩序を維持することを目的に行われる制裁的な処分

処分事由	免職	停職	減給	戒告
法令に違反した場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
職務上の義務に違反または職務を怠った場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) ( ) 内は前年度の状況です。

## 5 職員のサービスの状況

### (1) サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概要
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
職務に専念する義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修方針

職員研修計画に基づき、階層別研修は秦野市人事課に依頼し、財務担当者及び法制執務研修は神奈川県市町村研修センターに委託しています。

### (2) 研修実施状況

区 分	令和3年度		令和2年度	
	講座数	受講者数	講座数	受講者数
階 層 別 研 修	3	7	5	6
財務担当研修 (神奈川県市町村研修センター)	0	0	0	0
法制執務研修 (神奈川県市町村研修センター)	0	0	0	0
派 遣 研 修	7	12	8	10

※1人の職員が複数の講座を受講した場合は重複して積算しております。

### (3) 職員の人事評価制度の概要

職員の個々の能力や成果を適正に評価し、その結果を人材育成や処遇に効果的に活用することによって、職員の資質及び意欲の向上を図り、それにより組織力を高め、より質の高いサービスを提供するため、人事評価制度を導入しています。

評価対象職員：常勤一般職の全職員

評価対象期間等：年2回実施

評価基準日	評価の対象期間
6月1日	前年の10月1日～3月31日
12月1日	4月1日～9月30日

評価項目

・意欲・姿勢

職務に対する意欲・姿勢（責任感、積極性など）

・能力

職務遂行を通じて発揮された能力（知識、技術、解決力、企画力）

・実績

担当職務の質・量を踏まえた達成度（正確性、迅速性、効率性、業務実績など）

評価段階：5段階

絶対評価：評価結果を人事管理等（昇給、勤勉手当成績率への反映、昇格、人事配置）に活用するとともに、被評価者本人にフィードバックすることにより人材育成を図ります。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 共済組合の短期給付及び長期給付の概要

本組合の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入して、短期・長期給付を受けることができます。神奈川県市町村職員共済組合は、常時勤務する職員を組合員として組織される団体であり、職員からの掛金と地方公共団体からの負担金などにより運営されています。

#### ア 短期給付

法定給付	保健給付	療養の給付、療養費、高額療養費、出産費、埋葬料などの給付
	休業給付	傷病手当金、育児休業手当金などの給付
	災害給付	弔慰金、災害見舞金の給付
法定外給付	附加給付	出産費附加金などの給付

## イ 共済組合からの長期給付

老齢・ 退職給付	老齢厚生年金	被保険者期間等が10年以上で65歳以上である時に支給される年金
	退職年金	共済組合期間が1年以上あり、65歳以上で退職している時に支給される年金
障害給付	障害厚生年金 障害手当金	在職中に初診日のある病気やケガにより法定の障害等級に該当する状態にある場合に支給される年金
	公務障害年金	平成27年10月1日以降に初診日がある公務による病気や負傷により障害の状態にある場合に支給される年金
遺族給付	遺族厚生年金	在職中又は退職後に死亡した場合に遺族に支給される年金
	公務遺族年金	平成27年10月1日以降に発生した又は初診日がある公務による病気又は負傷が原因で在職中又は退職後に死亡した場合に遺族に支給される年金

## ウ 国民年金からの給付（基礎年金）

老齢基礎年金	保険料納付済期間等が10年以上の者が、65歳に達した時に支給される
障害基礎年金	初診日前に保険料納付済み期間などが加入期間の3分の2以上あり、障害等級1級又は2級に該当する障害者に支給される年金
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金受給者が死亡した場合で、その人に扶養されていた18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間の子がいる時などに支給される年金

## (2) 共済組合の福祉事業の概要

共済組合は、福祉事業として、以下のような事業を行っています。

保健事業	人間ドック等の実施、年間宿泊施設や委託保養所の利用助成券の配布等
貯金事業	給与から天引きによる貯金
貸付事業	普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学貸付など
物資事業	自動車や生活必需品等の斡旋事業

## (3) 公務災害補償の概要と実施状況

公務において、災害が発生し、職員が負傷したり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

区 分		令和3年度		令和2年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡
通勤災害	新規認定件数	1	0	0	0
	補償件数	1	0	0	0
公務上の災害	新規認定件数	0	0	0	0
	補償件数	0	1	0	1

(4) その他職員の福祉のための独自の制度概要

ア 健康診断等の実施

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年1回実施するとともに、人間ドックへの助成等を実施し、職員の健康に配慮しています。

イ 職員互助会

当組合は、秦野市互助会である秦野市秦和会に属しており、次のような事業を実施しています。

(ア) 主な事業（職員の会費のみで実施する事業）

給付事業	永年勤続祝金 20年・20,000円、30年・30,000円、結婚祝金・20,000円、出産祝金・10,000円等
体育事業	職員親善スポーツ大会等
厚生事業	個人宿泊補助、年間1人10,000円限度等
文化事業	職員文化祭の開催、観劇等補助金 年間1人3,000円限度（一部5,000円を限度）等
広報事業	会報誌の発行

(イ) 組合からの委託事業（公費負担）

職員が健康診断の代わりに人間ドックを受診した場合、負担した費用の一部（10,000円を上限）を組合からの委託事業として助成しています。これは、健康診断の費用負担は組合（事業主）の負担とされていることから人間ドックの受診費用の一部を助成しているものです。

人間ドック 一部補助金	利用者数 15人 事業費 115,500円 利用者1人当たりの公費負担額 7,700円(令和3年度実績)
----------------	---

8 公平委員会の業務の状況（苦情処理、措置要求、不服申立）

(1) 苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会の事務を委託している神奈川県人事委員会にすることができます。

(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会の事務を委託した神奈川県人事委員会に当局が適切な措置を講じるよう要求することができます。

区 分	令和3年度	令和2年度
措置要求件数	0	0

(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会の事務を委託した神奈川県人事委員会に不服の申し立てをすることができます。

区 分	令和3年度	令和2年度
不服申立件数	0	0